

静岡県立大学入学者選抜委員会規程

平成 20 年 4 月 1 日 規程第 137 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学学則第 22 条第 1 項及び静岡県立大学入学者選抜監理規則第 2 条の規定に基づき、静岡県立大学入学者選抜に関する組織その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者選抜試験の実施に関する基本方針に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、入学者選抜の方法・実施についての学長からの諮問に関すること。
- (3) その他入学者選抜のための必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 担当副学長
- (3) 各学部長
- (4) 各研究科長
- (5) 学府長
- (6) 学生部長
- (7) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第 4 条 前条第 7 号の委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の 3 分の 1 以上の者から請求があったときは、委員長は委員を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(教育研究審議会への報告)

第7条 委員長は、毎年度、委員会の活動状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学生部において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。